

米国 Wayfair の最高裁判所の判決によりセールスタックス・ネクサスの考え方に転機

※ 2018 年 6 月 27 日、Deloitte Tax 米国事務所が発行した Alert の和訳になります。

デロイトトーマツ税理士法人

2018 年 7 月

概要

2018 年 6 月 21 日付 Wayfair 等判決¹により米国最高裁判所は、ベラス・ヘス判決²で確立され、その後クイル判決³(Quill, 1992 年)において支持された、セールスタックス、ユースタックスのネクサス基準を覆した。米国国外の企業が、米国の顧客に対して課税対象資産の譲渡または課税対象となる役務の提供を行う場合、従来は、顧客が所在する州に直接的にまたは代理人を通じて物理的拠点 (physical presence) を有していない限り、州または地方のセールスタックスの徴収義務はないものとされてきた。Wayfair 最高裁判所判決により、米国インバウンドビジネスを行う米国外の企業及び/またはその子会社は、今回の訴訟当事者であるサウスダコタ州の法律と同様の法律を持つ州だけでなく、「米国憲法に反しない限りにおいて」ネクサスを拡大する規定を有する州において、今後セールスタックスの徴収及び申告義務を負う可能性がある。以下に述べるように、恒久的施設 (PE) 等の租税条約で定められた諸概念は、一般的に、州 (または地方) のセールスタックスまたはユースタックスの目的のためのネクサスの決定においてはシェルターとならないことに留意が必要である。

1. 米国で資産の販売・サービスの提供を行う外国企業への影響

Wayfair 判決で争われたサウスダコタ州法は、サウスダコタ州の顧客に対する売上高が毎年 10 万ドルを超えた場合、または売り手がサウスダコタ州の顧客と 200 以上の取引をしている場合に、販売者にセールスタックスの徴収義務を課している⁴。サウスダコタ州の法律に基づくセールスタックスは、出荷地に関わりなく、購入者の所在地を課税地とする。例えば、アジアから米国の顧客に直

接出荷される有形商品は、販売者が州内の販売及び取引要件を満たしていれば課税対象となる。今回の判決により、サウスダコタ州で制度化されているものと同様の規則を持つ州では、国内外の販売者が州内で販売または取引を行っており、当該州が定める基準を満たしている限り、販売者は徴収納付義務を負うことになる。州は一般的に租税条約に拘束されておらず、州レベルの所得税以外の税目には二国間租税条約が一般的に適用されないことに注意を要する。

2. ネクサスの特定、課税対象取引の検討、免税規定の確認が必要

最初のアクションとして、どの州にネクサスが存在するか、すなわち自社が行う取引に対してどの州がセールスタックスを課税する可能性があるかの検討が必要となる。ネクサスの基準は州法によって異なっており、各州でのネクサス基準の調査を行わなければならない。この調査の上で、上記のとおり、取引は通常、購入者の所在地である州でセールスタックスの対象となるが、特に購入者が複数の拠点を持つ大規模な組織である場合、特定の取引の課税地をどこにするかを決定するのは複雑になる。例えば、オフィス所在地が複数の地方自治体にまたがっている組織が使用するソフトウェアライセンスを販売すると、セールスタックスの課税地が複数の地方自治体にまたがる可能性がある。一部の州では Wayfair 判決で問題になっているものと同様の遠隔から行う販売を課税する法が既に制定されているがそうでない州もあるため、企業が自社の米国における販売活動に照らして、潜在的にどの州でネクサスを有し、課税となる可能性があるか状況を分析することが重要である。

1 South Dakota v. Wayfair, Inc., et al., No. 17-494 (June 21, 2018) 585 U.S.

2 Bellas Hess, 1967 年, National Bellas Hess, Inc. v. Department of Revenue, 386 U.S. 753 (1967)

3 Quill Corp. v. North Dakota, 504 U.S. 298 (1992)

4 有形の個人財産の販売、電子的手段により供給される商品、またはサウスダコタ州に納入されたサービスの販売に適用される。

次に、販売している製品及び／またはサービスが実際にセールスタックスの課税対象となるかを各州の法律に照らして検討しなければならない。一般消費税に分類される世界各国の大半の付加価値税とは異なり、大部分の州ではセールスタックスの課税は主に有形固定資産の売却に限定されている。つまり、多くのサービスはセールスタックスの課税対象外となる。しかし、昨今、データ処理、ソフトウェア、オンラインまたはその他のクラウドベースの情報技術(IT)サービス等課税対象となる役務の範囲を拡大している州が増加している。州ごとにソフトウェアの課税形態も異なり、有形データ媒体によるソフトウェアの譲渡にセールスタックスの課税を制限している州もあるが、ソフトウェアダウンロードやいわゆる「SaaS(Software as a Service)」に対してもセールスタックスを課税している州もある。

さらに、州法によっては独自の免税規定を有しているため、最終的な徴収納付義務の判断には各州法の免税規定を確認しなければならない。例えば、次のような免税規定がある。

- 製造または工業に使用するための商品またはサービスの販売の免税規定
- 再販売のための販売に係る免税規定
- 非営利団体、政府またはその他の非課税団体への販売に係る免税規定

これらの免税規定の適用可否は、対象となる取引の具体的な事実関係(製品特性や顧客のステータス等)に基づく判断に基づくため、専門家による具体的な検討が必要である。さらに、免税規定が適用になる場合でも、その前提条件として、当該州におけるセールスタックス徴収義務者としての登録が必要となる場合がある。典型的には、販売者が免税の資格を証明するため、適切な再販売免税証明書の保持など、特定の書類の取得保管を要件としている。

3. 課税になった場合のコンプライアンス対応

州は一般的にセールスタックスの課税目的では支店を認識しないため、ある州でネクサスが認定された場合、販売を行う法人に対してセールスタックスの徴収納付義務が課される。このため、州に課税事業者として登録し、定期的にセールスタックスの申告書を提出しなければならない。企業は、顧客に対する販売に係るセールスタックスを適時に正確に計算して徴収するためのシステム整備が必要となる。

売上または取引数を基準とするネクサス関連法令や行政規則は、少なくとも2016年以降、多くの州で導入されており、これらの州でこれまでに徴収納付を行っていない場合、過去への影響も懸念される。また、ここ数年、売上または取引数を基準とするネクサスとは別に、およそ10の州がセールスタックス目的での通知、報告義務を制定しており、そのような州では、販売者は、州に所在する顧客にセールスタックスの納付義務を州に報告するための情報を提供することなどを求めている。当該義務を怠った場合、セールスタックスの金額を超える取引当たりの罰金が課されることがある。このため、外国企業は、

州に登録する前に、過去債務の開示のインパクトを分析し、自主開示によるアムネステールールの活用必要性などを検討することが推奨される。

4. 他の州税におけるネクサス判定も含めた再評価

Wayfair判決における最高裁判所の方向転換は、売上高税、テレコム税、フランチャイズ税などの課税関係にも影響を与える可能性を秘めている。多くの州では、州税においても米国が他国との間で締結している二国間租税条約のPE(恒久的施設)の考え方を採用しているが、特定の州では課税所得を帰属所得に限定していない。また、今回の特定のネクサスを基準とする課税に対する障壁を取り除く判決が既存の法律の解釈の変更であるか新たな法の制定として取り扱われるべきかの議論はあるが、いずれにせよ、判決が公表された2018年6月21日以降の財務報告期間において、この決定の影響は会計上考慮されなければならない。

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

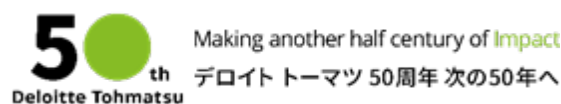
所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内 3-3-1
新東京ビル 5 階

Tel 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001